

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第百七号 福生市の一般職員の昭和五十五年十二月期
期末手当の支給割合を定める条例について提案理由とその内容を御説明
申し上げます。

本案も十二月期におきて市の職員に支給すべき期末手当の支給割合を、給料等の月額額の百分の二百五十八と定めようとするものでございます。

また、本宮の御議決をいたさますと期末勤勉手当〇・六ヵ月分を合わせまして、実質支給率は三・八ヵ月分となるわけでございます。

附則といたしまして、
公布の日から施行いたしたと、いうものでございします。

慎重御審議をいたさうとして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君）
以上で提案理由の説明は終りました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) いま助役からも説明がありましたけれども、給料等
に付する支給割合、その「等」の中にいままでたしか住居手当ですか、居住

キコと言つてゐるが、これがやはり含まれるのかどうか。

御承知のように、東京部あたりはそれは今回から除かれるというところになって
おりますけれども、それがやはり、いわゆる財政手当ですか、いろいろあります。が、
そういうのを今迄のものであるのか。本俸と、そのほかにどれだけのものが対象
になるのか。それをひとつお願いいたします。

○助役(古谷徳男君)
ただいまの御質問にお答えします。

本俸と、それから扶養、調教正、それから住居です。これだけ合算されてお
ります。〔住居はやはり入っているわけですね〕と叫ぶ日あり〕はい。

(「は、了解」と呼ぶ音あり)

議長（小林菊三君）
以上で質疑を終ります。

○八番(山崎繁三郎君)

この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第百七号につては、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ日あり)

議長（小林菊三君）
お諮りいたします。

ただいま山崎敏三郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第百号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第百号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第五号)につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、その骨子としては市税の個人分の追加増収と、それから四月一日より電気料金が改正されたために電気税の増収、それから

国有提供施設等所在市町村助成交付金が決定されましたのでこれを収入とした。それから西住宅地域の排水路敷正備工事の追加工事、それからものが大体主として歳入の関係でございまして、歳出につきましては、職員の人事異動に伴いまして人件費の組みかえ、それから、ただいま上程いたしました給与条例に伴う給与改定並びに関連する補正と、それから特に今回、勤労退職に伴います特別負担金等が歳出の関係でございまして、特に取り上げて申し上げますと、今回の補正の内容で国側の景気抑制策の一環として公共事業の執行につき抑制措置がとられたため、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づく事業にも影響が及び、今市との関係事業も対象となります。今回、上級官庁との協議によりましてやむを得ず繰越明許を行うものでございます。

以上が大体今回の補正予算の骨格でございます。予算書によって御説明申し上げますと、まずページの総則につきましては一億六千九百五十万八千円を追加いたします。九十五億三百六十九万二千円と定めます。そのうち、それから繰越明許につきましては、ただいま申し上げたような理由でございまして

て、今回、繰越明許を行いたい。

それから、地方債につきましては、仮称天神児童遊園事業に伴う地方債が決定いたしましたので、ここに追加するということでございます。

次に一ページお聞きになっていただきまして、二ページでございますが、歳入について御説明申し上げます。

各項における補正額の主なものを申し上げておきたいと思っております。まず、市民税につきましては、二千四百八十一万円の追加でありまして、個人分につきましては、これは期限後の申告等により追加増収が見込まれたためでございます。また、電気税につきましては、二千五百七十六万三千円の追加補正であり、本年四月一日より電気料金の改定によりまして、電気税が増加となりましたので、その理由によつて追加いたします。

それから、次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、七千二百二十万円の追加補正でありまして、本年度の交付金の確定によりまして、総額が十一億一千七百二十六万六千円が決定されております。昨年に比較しまして、七千二百二十万円の増額と相つた次第でございます。

います。

それから次に負担金につきましては、七百五十九万六千円の追加補正で、西住宅地区周辺排水路整備追加工事に伴う負担金で、福生市分が六百二十六万四千円、羽村町が四十二万九千円、瑞穂町が九十九万三千円と相なつてゐるわけです。

使用料につきましては、六百六十九万円の減額でございますが、これは本年度の冷夏の影響によりまして、市営水泳場使用料の減収でありまして、冬号までに、利用者は、昨年は五万七千人、ことしは三万九千人で、一万八千人の減となっております。

それから次に、国庫補助金につきましては、三千十八万八千円の追加補正でありまして、西住宅地区周辺排水路整備事業補助金二千九百九十八万四千円が主たるものでございます。ほかに市営住宅の建てかえ、学習等供用施設の建設補助等と相なつております。

次に、都負担金につきましては、九十二万六千円の追加補正でありまして、去る八月十四日に富士山事故が起きまして、災害救助法に基づく災害弔慰金の

支給及び災害援助資金の貸し付けに関する法律が適用され、本市職員であつて、また市民であります。故笹本喜美枝さんに対する弔慰金百万円の支給がなされるわけです。その収入いたしました国が四分の一、部が

四分の一、市が四分の一の負担によつて支給されるわけで、その歳入につきましては国・部が四分三の七十五万円が主なるものでございます。都委託金につきましては三百三十九万五千円の追加補正でありまして、部の公害防止条例に基づく市委任事務の追加分と、それから次の統計調査費及び都市計画用途の広報委託金となっております。

それから次に寄附金につきましては、教育費寄附金といしまして、前市長石川常太郎氏より百万円と、それから元福生第二小学校長の場秀男氏より二十万円、計百二十万円となっております。

雑入といましては四十一万八千円の追加であります。保育所児童措置費の国、部の前年度の精算の追加補正となっております。

市債につきましては六百八十万円の追加補正でありまして、先ほど申しました仮称天神児童遊園の新設事業に対する七〇%の市債でございます。

以上で歳入補正合計は一億六千九百五十八万八千円で、歳入総額は九千五百三十六万九千九百九十九円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

まず議会公費につきましては、これは先ほど申しましたとおり人件費の分の補正でございます。

それから総務費につきましては五千二百六十八万三千円の追加補正でございますが、この主なるものとしては勤労大退職による特別負担金の二千五百万円ばかりが主たるもので、あとは本町会館の下水道の切りかえ修繕工事、あるいは狭山火葬場に対する斎場建設費の追加負担、それから今回行われる商杭工業エネルギー消費統計調査費の追加等があります。

以上が主なるもので、他は全部先ほどの人事異動の給与改定のもの追加となっております。

それから民生費につきましては、その主なるものは四百九十九万二千円を追加いたしました。この主たるものは寝たきり老人寝具乾燥委託料だとか、あるいは福祉社会館の暖房用の燃料の追加、それから東福保育園の下水道切りかえ

工事の助成、それからその他市立保育園の暖房用の燃料の補正等でございます。特に、その中で先ほど申しました災害における富士山事故の関係についての百万円の補正をいたしております。

以上が民生費の総額でございます。

次に衛生費につきまして、百八十二万七千円でございますが、主としてやはり人件費でございますが、特に今回塵芥処理事業に使用中のシヨベルローダーと、それからブルドーザーの修繕が急遽必要となったために補正いたします。

それから労働費につきましては、これは人件費のみです。

それから農林水産業費、商工費につきましても同じく今回の人事異動並びに給与改定の補正でございます。

次に土木費につきまして、二千七百九十六万二千円の追加でございますが、この関係につきましては、先ほど申しました西住宅排水路の追加工事で、二百三十万円で、御承知のとおり福生ハムの東側にあります人孔築造工事が主たるものでございまして、その他、先ほど内田部長から申し上げました玉川台児童遊園の返還に伴う撤去並びに整正備工事費として、百八十五万円、それから熊手

緑地内にあります池の危険防止のための外さく及び欄干の取りつけ、その他におきまして、三百七十五万円、以上の今回の土木費の主たる内容でございます。

それから消防費につきましては、消火栓の委託料並びに熊野橋の改修に伴います第三分団の車庫の前に関連する上下水道の移設工事、三十二万円等がございまして、これはすでにこの補償としては五十四年度に歳入に相なっております。

それから次に教育費でございますが、一千四十万四千円の追加でございますが、この中で、特に給料におきまして当初予算に教育長の給料が予算重複計上されておりましたため、今回の補正で給料が減になっております。これは、ことに申しわけないと思えますが、今後、このようなことのないよう十分予算編成に臨みまして注意してまいりたいというふうに考えておりますので、御容赦願いたいと思っております。

それから小学校費につきましては、関係は電気料などか、あるいは暖房用の燃料の追加、それから第一小学校の関係につきましても、講堂防音増改築工事、あるいは地質調査の減額等で差し引きしております。そういうふうな

関係。それから特に中学校費につきましては電気料並びに燃料代の追加、それから第二中学校の特に大きなものは、公営下水道の切りかえ等でございます。

次に公債費につきましては、この関係は六百十七万円の減額になっておりますが、公債費の関係は市債の借り入れ時期の関係及び利率の関係が計画より低率になっております関係から生じた差でございます。減額しようというふうなものでございます。

それから予備費につきましては七千三百九十八万八千円を追加いたしました。二億二千四百三十五万五千円と、非常に多いようなことでございますが、先ほど御議決願いました期末手当関係の予算額、これにつきましては一応この中に財政措置として考えられております。

歳出合計が一億六千九百五十八万八千円で、総額九十五億三千六百六十九万二千円と相なる次第でございます。

それから次の五ページでございますが、繰越明許費、予算の冒頭に申し上げましたとおり、補助交付決定における関係上、工事期間に影響があら

りますので、この点からしてこの関係につきましては関係上級官庁との協議の上、事業費を翌年度に繰り越して使用しようというもので繰越明許をお願いする次第でございます。総額で二億九千九百一十万一千円と相なるわけで、

そのうち、補助金としましては一億七千三百三十万四千円——約五八％がこの中に補助金として予算化されております。

以上繰越明許費五件分でございます。

次に六ページを開きたいと思いますが、六ページは先ほど申しましたとおり仮称天神児童遊園新設事業に伴います工事費六千八百万円の九〇％以内でございます。本年度のこの起債を入れます。福生市の五十五年度の予算における起債額は六億五千八百八十万円が起債の総額に、予算上なっております。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○九番(小野沢 久君)

土木費のうちの五番の公園管理費及び六番の公園整備費のうち、再三一般質問でもなっております。玉川台児童遊園の問題でございすが、撤去費並びに整正備費百八十五万円、そういうような計上額でございすけれども、玉川台児童遊園は、五十一年一月にオープンされたようございすけれども、そのときの整正備費が幾らかかっているか。そして、これは固定資産税の減免になっているわけなんですすが、どの程度の減免がなされているのか。

また、撤去による代替地の物色等の現状はどうなっているのか。以上、三点についてお答えいたしたいと思います。

○建設部長(内田和雄君)

玉川台児童遊園の建設費でございすが、五十一年で整備をしようわけですけれども、五百六十六万円かかっております。

それからあと、固定資産税の額ですが、ちやうと、いまここに表がございまして、後でまた報告させていただきますと思います。

○総務部長(浅見裕康君)

最後のいわゆる代替地の公園用地の関係ですが、けれども、現在鋭意努力中であるということございまして、明確にはまだ

OKもしていませんけれども、

根強く交渉中でございます。

○税務課長(小野光朗君)

それでは玉川台児童遊園の固定資産税につきまして申し上げます。

固定資産税分につきましては三十七万二千二百八十円、都市計画税につきまして七十九千七百八十円、四十五万二千六十円が五十五年度で減額になって

おります。

○九番(小野沢 久君)

五百六十六万円と、今回の百五十八万円を入れますと、大体五年間の年間事業も年百五十万円というような状況もございすけれども、その上、四十五万円にも上る免税をしているわけなんですすが、五年間というふうに非常に短期の場合は大変もったいないような気がしまするわけではございす。

今後、こういう施設を、市長の答弁ではこれからは極力買収していただきたいということなんですすが、なかなかままならない面も多々あるのではないかと思います。なるべく広場として大人が図案化したものを設置したいとおいても、子供は、あ中で十分遊び振くことをやうていさすので、こういう問題も、借り上げて

やつていく所は、なるべく金をつけないでいた方が今後のためにもなるんではなからうかと思ひますので、もういふ考へ方を持つるかどうか、お尋ねをいたします。

○建設部長(内田和雄君) 御指摘のとおりでございます。

今後、借地の場合につきましては、そういうものを勘案して救済備等もしていきたいと思ひます。

○九番(小野沢久君) 先ほど部長も鋭意努力して新しい所を探していくということでございますので、地元民も多く利用していただけてございますので、早急にいひ合ひが得られるように御奮闘していただきたいと思います。

○二十三番(関米吉君) それでは、ただいま議題となっております補正予算に関連して、少し質問を用意したんですけれども、皆さんもお疲れのようなので、一時間半は長過ぎるというので、一点だけお尋ねしたいと思ひます。

十七ページの退職手当組合特別負担金の三千五百七十九万五千円、どうしてここで補正せざるを得ないのか。財政運用上の面から、私はちやうとやり方がおかしいと思うんですけれども、もちろんうなずける点はあるんですよ。

十月一日の人事異動に伴う、それに関連するものだろうと思ひますけれども、お辺についてはそういう関連によるものであるかどうか、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君) 今回補正をいたしました理由といたしましては、御案内のとおり、いまの時点ですでに退職をしているという形態でございます。本来ならば、この手当の関係につきましては御案内のとおり特別負担金でございますので、それ相応の措置をとられてから支給されるということが通例だと思ひます。

したがひまして、至急の場合は予備費充用、あるいはその他の関係につきましては退職時点直後の補正算というふうな方向であろうかと思ひますけれども、本件につきましては退職手当組合の方で——まだ特別負担金は市側から納入してございせんけれども、一応、一時立てかえという形で支給させていたんだというので、今回の補正にこれを載せたというふうなことでございます。○二十三番(関米吉君) 多分そういう答弁だろうと思ひましたが、御案内のとおり職員退職手当組合負担金としては前に二千万円からの金を

出しているわけですが。市にも九十五万円以上積み立てろというふうな基金
条例があるわけですが。そういう面から見ても、これから先、もう来年度、再来
年という形の方がおやめになるのかというところについては十二分予測がついて
いるはずでしょう。よその会社だってどこでも退職手当積み立て、全部やっ
ていくはずですが。そうではないと、これからの職員の入たちは安心してやめること
ができないんじゃないんですか。毎年毎年こうやって単年度にはかっぱかっ
その人に対応するふうな補正でもってやっていくことは、全般的な財政
運用面から適切であるかどうか、その辺の考え方を伺いたいと思います。
○企画財政部長(生子国利君) ただいまの御質問の基金の問題にも派生する
と思います。

昨日の貴庁議員からもこういう御指摘を受けたわけですが、ただ、いま検
討する段階におきますと、やはり、これからの退職者に対する特別負担金
というものは計算上からいくと、勤労退職と仮定した場合二千万円から三
千万円は毎年出るといふ計算は大体私も推測したわけですが、そこ
で私も考えたんですが、来年度の当初予算にそういうものを、当初予

算で組んでいくかどうかという問題が一つと、それから、二、三年先のものを
考えた場合、財政がここである程度余裕が出るならばここで積み立てを
しておいてそれを取り崩すというふうな考え方も出るわけですが、いざ
にしても来年度からの以後毎年そういうふうな状況が出てきます。対象
をいえるわけですが。

ですから、それらを念めまして、来年度の当初予算については基金でな
くても当初予算で組めますが、その後の用意として基金はやはり必
要になるんじゃないかというふうに考えまして、やはり退職基金を積み立て
たいというふうに、私としては考えられておりまして、いざまた協議いたしまして
その基金の存続を考えていきたいというふうに考えているわけですが。

○二十三番(関 米吉君) それでは最後に。

考へるというんじゃないに、これはいまそういうふうにやって勤労退職にな
るので、やめてもらう人に対しては払わなければならぬ義務支出になっちゃう
んじゃないんですか。はっきり言っておいてくれと言わなければいけないでしょう。
そういうことにしなければ必ず払うものについてはこういう補正を組まなければな

らない形になつてくるんじゃないですか。そういう財政運用というものは誤つてやしませんかと。そういう義務的支出なり、いま部長がお答えになられたようにこれから検討するということでは、そういう方向でもう来年度以降、取り組んでいきたいというふうな、これは明確な線を出してもらわないとこれは毎回毎回出てきますよ。これから毎年。その節度、こんなことを言われる人ですか。

ですから、これは総務委員会に付託でもって行われる問題だろうと思ひますので、ひとつ、その席においても慎重なる答弁を要望として、終ります。

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終ります。

○八番(山崎繁三郎君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委

員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第百号は、三常

任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第十議案第百一号昭和五十五年度福生市国民

健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第百一号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)につ

きまして御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしては、高額療養費が当初の見積もりに対しまして多少毎月ふえてまいりました関係で補正するわけでござ